

平成28年第4回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年7月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	7月12日 午前10時13分		
	閉 会	7月12日 午後0時06分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	與 那 勝 治
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

## 平成28年第4回今帰仁村議会臨時会

### 議事日程第1号

平成28年7月12日（火曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	説 明
2		会期の決定	
3	議案第39号	建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第40号	平成28年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第4回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時13分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 與那勝治議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第39号 建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第39号

建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について

建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 事 件 名 | 建物収去土地明渡等請求事件<br>(那覇地方裁判所名護支部平成27年(ワ)第72号)   |
| 2 当 事 者 | 原告 沖縄県名護市屋部269番地2メゾン華205号<br>玉城善康<br>被告 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地<br>沖縄県今帰仁村<br>上記代表者村長 與那嶺 幸人 |
| 3 事案の概要 | 平成25年3月末に閉校した、古宇利小学校跡地字古宇利125番地の個人所有地について土地買い上げ及び村所有地との交換を交渉したが、土地の鑑定評価等に理解が得られず、訴訟に至った。 |
| 4 請求の趣旨 | 今帰仁村字古宇利125番土地の明渡し、同所建物の収去、同所の学校閉校後から訴状提出の前日までの期間の損害金。                                   |
| 5 和解内容  | 別紙のとおり   |

平成28年7月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

#### 提案理由

建物収去土地明渡等請求事件について、那覇地方裁判所名護支部の和解勧告に基づき当事者間で合意に達したので、和解により早期の解決を図る必要があるため、本案を提出します。

#### 和 解 内 容

原告 沖縄県名護市屋部269番地2メゾン華205号  
玉城善康

被告 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根219番地  
沖縄県今帰仁村  
上記代表者村長 與那嶺幸人

#### 和解条項

- 1 原告及び被告は、本日、原告の所有する本件土地1及び1745万0145円と被告の所有する別紙物件目録記載4の土地（以下「本件土地2」という。）を交換する。
- 2 原告は、被告に対し、平成28年7月31日限り、被告から4項の所有権移転登記手続きを受けるのと引換えに、本件土地1につき、平成28年7月19日交換を原因とする所有権移転登記手続きをし、かつ、同土地を引き渡す。この登記手続費用は、被告の負担とする。
- 3 原告は、被告に対し、1項の交換契約に基づく債務の履行として、1745万0145円を、平成28年7月31日限り、沖縄県農業協同組合今帰仁支店の被告「今帰仁村会計管理者與那嶺敏秋（ナキジンソンカイケイカンリシャヨナミネトシアキ）」名義の普通貯金口座（0238561）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は原告の負担とする。
- 4 被告は、原告に対し、平成28年7月31日限り、原告から2項の所有権移転登記手続きを受けるのと引換えに、本件土地2につき、平成28年7月19日交換を原因とする所有権移転登記手続きをし、かつ、同土地を引き渡す。この登記手続費用は、原告の負担とする。
- 5 原告と被告は、互いに、1項の交換契約に基づいて取得した土地を、本和解成立の日から起算して10年間、第三者に譲渡しないことを確約する。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は、各自の負担とする。

次ページに物件目録があります。1番が古宇利小中学校跡地にある原告の土地、4番目に書かれているのは村の所有する土地でございます。

あと以下のページに図面と測量成果表が載っておりますので、お目通しをください。

- 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。
- 1番 與儀常次君 議案第39号 建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について質疑いたします。

提案理由には、建物収去土地明渡等請求事件について、那覇地方裁判所名護支部の和解勧告に基づき、当事者間で合意に達したので、和解により早期の解決を図る必要があるため、本案を提出します。とありますけれども、明細書、登記簿、物件目録を見ても、別紙の資料にあるとおり、125番地のものは1,373万7,375円ということで出ておりますので、これは土地の値段なのか、物件も入れての値段なのか。土地だけであれば土地だけでいいのです。

それと、浜のほうの2804番1の土地、面積も多いですけれども、両方の平米単価、坪単価までどのようになっているのか。対等の単価ではないと思っていますので、できましたら説明求めます。

それと、関連になりますけれども、今後、和解で土地が云々された後、どのような計画をもっているのか。旧今帰仁中みたいに、校舎を切り貸しするのか、湧川小中学校みたいに丸ごと公募して、跡地利用を進めていくのか、2点について答弁求めます。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時24分)

田港朝津学校教育課長。

- 学校教育課長 田港朝津君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

古宇利小学校跡地に残る125番地と村有地の金額につきましては、鑑定を2回入れておりまして、その中間地点ということでやっております。すみません、休憩をお願いします。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時24分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

田港朝津学校教育課長。

- 学校教育課長 田港朝津君 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

学校跡地に残る125番地については、平米単価2万1,005円の計算で行っております。また2804番地、村有地につきましては、平米当たり9,555円の計算で交換を予定しております。

- 議長 東恩納寛政君 當山清巳企画財政課長。
- 企画財政課長 當山清巳君 ただいまの質疑について説明します。

古宇利小学校跡地利用の公募の形態という話でありましたけれども、湧川小中学校跡地みたいに一発でやるのかということ、旧今帰仁中学校跡地みたいにそれぞれで貸していくかという、どういう考えかということの質疑だったと思いますけれども、今現在のところでは一発でやっていくか、個別でやるかというのは、まだ確定はしていません。要するにどれでやるというのがまだ決定はしていないということです。決まっていないということです。

- 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 私が単価を聞いたのは、ここでぼんぼん土地がいろいろ動いている状況の中、村の云々の単価がいろいろ基準になる可能性はないとは言えないということで聞いております。

さっきの企画財政課長の説明の公募の件ですけれども、これはやっぱり古宇利区との協議をしながら跡地利用を進めていくのがベストな方法だと思っています。今まで旧今帰仁中ですね、1教室1教室切り貸しして、余り活性できていないという意見が村民から多くて、今後は、私は湧川校跡みたいによくのメンバーから、村外からも公募をやって、地域交流の活性化につながるような方法でできたらいいなと思っておりますので、あと1回答弁求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

古宇利小学校の跡地利用につきましては、これは古宇利区民の意向というのも非常に大事なものだと思っております。その中で古宇利区民のアンケート調査も済ませております。先ほど企画財政課長からもありましたけれども、今後の活用の方法・形態については、これはこれからいろんな調整をしながら、いろんな人たちのご意見も聞きながら決めていきたいと考えております。

○ **議長 東恩納寛政君** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 方法は公募方法で、点数制で、湧川でやってみたいな方法でとる形と理解していいですか。

○ **議長 東恩納寛政君** 與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質疑にお答えいたします。

先ほどもありましたけれども、これまで今帰仁中学校跡地、兼次中学校跡地については、分割して貸しました。その反省のもとに村長としては、特に湧川の場合はそんなに大きい学校でもないし、一括して貸したほうがいいということの中で、議会の議決も得て一括で貸したという状況があります。そして先ほどありましたように、現状を見ると、本当に学校らしさも残って、私は本当に全国的にも例のない跡地利用だと理解をしております。ただ、古宇利小学校跡地については、まだそういう検討というか、ある意味では先ほどの土地の問題もありますので、まだ踏み込んでそういう検討をしていないという状況であります。これが解決すれば、今後加速していくというふうに思っております。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの1番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** では今後、そういう方法で公募して、我々前にも議会で議決したのがあって、学校施設においては無償という形で、今の状況になっていると思いますけれども、その方法で古宇利もそういう形で、無償という形でやる可能性はありますか。

○ **議長 東恩納寛政君** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ **議長 東恩納寛政君** 再開します。 (再開時刻 午前10時31分)

與那嶺幸人村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

この跡地利用につきましては、跡地利用審議会がありまして、これは委員の先生方も決まって何回か会

合しております。その中で、方法については協議をして決定していくものと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 休憩をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第39号について質疑いたします。

和解内容のほうに、和解条項の5項、10年間の縛りがあるんですけども、その根拠、この説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 9番山城議員の質疑について説明いたします。

和解案にあります10年の譲渡制限につきましては、本来、村有地を村民などが払い下げたときに、その旨、使用目的があって払い下げしておりますので、その10年間は第三者への譲渡を禁止の条件をつけて土地を払い下げております。それに倣って、今回125番地と村有地との交換の中で等価交換の部分と差額が生じている部分、いわゆる1,700万円部分については、村有地の払い下げと同じ趣旨になるだろうということで、村からは10年間の転売禁止の条件をつけております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 4の土地ですけれども、玉城さんの使用目的は何でしょうか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑について説明いたします。

裁判の中では、和解調整の中では使用目的は明らかにはしておりません。ただ、何らかの事業を行いたいという旨の発言はされておりました。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 10年の譲渡をしないというあれなんですけれども、これは貸して利益を上げることは可能なのか、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について説明いたします。

所有権移転の転売についてはその中で条件をつけておりますが、賃貸等につきましては、その条件から外れるものと理解しております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第39号について伺います。

先ほどから話がありますけれども、和解するとしても、さっき村長の説明は違っていると思うんです。浜まで貸してくれと言っていたわけでしょう、さっきの説明は。さっきの説明でそう言っていました。使

わせてくれと言っているんでしょう。先ほどの説明ではそう聞こえました。そうしたら、代替地は使用目的があるわけですね、こんないい浜を。それよりは学校用地を取り壊して、単価も田村鑑定は3万8,000円か、平米。そして仲本鑑定は3万1,000円。村有地は9,310円でしたよね。そうであれば、何でこの土地を貸して、学校用地をですね。この施設規模で1,000坪ですよ、これ。これは浜使う、こっち締め切られたらこの浜、もう個人有地と同じですよ。村長が言うように使うあれはわからないんですけどもね、これは国ですね、浜は。これプライベートビーチになるわけですよ、はっきり言って。こちらは私らのものだからこっちに入るなど言われたらおしまいですよ。そうするぐらいだったら和解しないで古宇利の学校用地を返して、こちらは村有地として残したほうがいいんじゃないですか。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

この海浜の利用については、これは使いたいと言っていましたので、これは村としての権限外ですので、これは別の問題だということを明確に申し上げているわけであります。そして学校用地については、これは一字一校の古宇利小学校跡地をどうするかというのは、古宇利区民も非常に感心もあるし、これは早く利活用をしてほしいという思いがあると思うんです。すばらしい場所だし。ですからそれを早目に解決するという事は、私は村益に合致しているし、古宇利区民の皆さんもこれについては理解していただけるものかなと思っておりますので、これが解決したら利用審議会の先生方も早目早目に今後の利活用については協議をしていくものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 古宇利の年寄りに聞いたら、代替地は学校をつくるときにもらっているということなんです。村がその当時、登記しなくて今の状況になっているわけですね、先輩方に話聞いてみたら。そういう意味からしても、また二重に代替地を払う格好になるんですよ。古宇利の年寄りに聞いたら、ほとんどがそう言っていますよ。これは前に代替地はちゃんと全部渡して、ほかの方々もオクケーしているわけです。そして今度、ビーチの一番いい、一等地をですね、これは9,000いくらですよ。はっきり言ってこれはもう、今の鑑定したら10万円以上しますよ、向こうは。普通に10万円以上ですよ、この辺から言ったらもう最高の土地ですから、本土の企業はすぐ飛びつきますよ。名義は本人にさせてですね、やっていけばいいんですから。それよりも更地にして貸してやったほうがいい。その点どう思ひますか。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの8番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

当時、学校用地の提供として代替地をもらっているのではないかという質疑だったと思いますが、そういうお話も少し伺ったことがあります。ただ、本件の所有者の相続により所有しておりますけれども、その先代の名義の時代の土地の一覧表も確認させていただきましたが、その中でそういう代替地らしきものをもらっているような状況は確認できませんでした。また、そのお話もあるような証人も見つけることはできていません。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質疑にお答えしたいと思ひます。



これは白紙に戻してという話がありますが、この玉城さんの土地は、学校跡地を活用する中で非常に大事な位置にあります。そしてこの校舎が玉城さんの土地にあって、これは非常に難しい面があるわけです。ですから和解をして、早目に解決をしたほうが村益につながると考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 これを更地にして返して、幾らかかるかわからないけれども、坪に直したら、これも僕が計算したら176坪ぐらいになると思うんですよ。そうじゃないですか。それと1,000坪とかえるのとでは大きな差が出る。1,700万円が村に入るからといって、そういうものじゃないですよ。今、売却したら、あれは億単位でしたよ、浜のところは。こんな軽々しくやるんだったら、村有地売らなでしたら、もう本当に住民に叱られますよ。そしてほかのところ、浜、自分が申し込んでやれば古宇利住民も入れないわけですよ、浜下りにも。こういうことにもなりかねないわけですよ。それよりは学校用地を更地にして返して、補助金払ったほうがずっと安上がりだと思わすけれども、どういう考えを持っているのか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時53分)

田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑について説明いたします。

面積については、議員からありましたとおり、654㎡と3,264㎡の交換になりますが、その鑑定評価の中でこの面積分を計算しまして、その差額は1,745万145円を原告側が村に納めるということでの和解ということで、双方協議をして落ち着いてきたところでありまして。村全体の対応として、先ほど村長から説明があったとおり、古宇利の跡利用を優先に取り計らうためにも村有地との交換をこちらのほうから申し入れて、村の調整を当たってきたところでありまして、今回の和解案の成立を望んでおります。

それから浜の利用については、休憩中に村長のほうからも説明がありましたが、海側のこういう公共空地といいますか、海浜については誰もが利用できる場所ですし、またその利用については村が権限を有しておりませんが、誰もが利用できる場所だというふうに考えております。2,804番地の1については、原告側に交換をさせて、その中で何らかの事業を行うのであれば、原告の責任でもって行うものだと理解しております。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの8番與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 現状どおりやるということですがけれども、算定方法も田村鑑定と仲本鑑定の差が大分あるんですよ、2万5,000円と1万6,200円、村有地は両方とも9,800円と9,310円、これも差があるんですね。微々たるものだけでも、これは。しかし、学校用地は両方比べても約1万近く違うわけですね、鑑定は。この鑑定というのは余り違わないのが本当じゃないかなと思わすけれどもね。これ大分

違いますよね。利用価値というのが両方違うわけ。そうであれば、私が言ったとおり、校舎を壊して土地を返したほうがいいんじゃないですか、浜を残したほうがいいんじゃないですか、自然に。こっちは、浜など、土地がとれた場合は確実に自分のものだと思って、もうプライベートです、これ。前にも駐車場の件で議員が現場踏査したことがあるんですよね。これ考えたらこの土地というのはすばらしい土地ですよ。この校舎と百何十坪の土地、千坪の土地とかえるのは教育委員会叱られますよ、住民に。村有地はこんな安物かといって。それよりは学校用地を更地にして返してやったほうがいいんじゃないかなと思います。和解という案が出ているんだけど、もう一度考える必要があるんじゃないかなと思いますがどうですか。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について説明いたします。

鑑定につきましては、学校用地跡地の鑑定を、両方の鑑定を入れております。村有地の海側の土地についても両方の鑑定を入れております。裁判といいますか、審議の中で原告側は田村鑑定によるべきだということと、村としては仲本鑑定の金額でということ調整をきてまいりましたが、その交渉の中で中間点までは村としては譲歩するということで調整をきてまいりました。それで村有地についても、その鑑定の間接点をとるということで協議をきてまいりまして、補償の中で調整をきてまいりました。村としては、先ほども説明したとおり、学校用地の購入を一番優先として交渉をきてまいりましたので、その計画のとおり進めさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第39号について質疑いたします。

今回、125番地の土地ですね、個人所有地を買い上げされましたけれども、確認なんです、それ以外に個人所有地がまだ残っているかどうかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいま5番與那議員の質疑について説明いたします。

今回、議案にあります125番地以外に、あと2筆個人所有地が残っております。2件とも相続が発生しております、その相続権利者と調整を進めている最中であります。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 あと2筆ということですが、具体的に何番地とかあればお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 古宇利小学校の跡地の中に残る本件以外の番地としては、120番地と121番地がまだ個人所有地のまま残っております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 残り2筆ということですが、これは2筆、土地買上が解決しない限りは跡地利用は進まないと考えてよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑について説明いたします。

本案の125番地の購入が済みましたら、そちらのほうは建物もあるということで、跡利用の重要課題だというふうに考えております。その残りの土地については、グラウンドの一部になっておりますので、その利用形態からして、跡利用の中では大きな支障ではないものと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時03分)

ただいまの5番與那勝治議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 跡地利用の件に関して、120番地、121番地を避けて跡地利用を考えるという方向も検討するということだと思ふんですけども、この120番地、121番地の買い上げ、取得に向けて、今どのような段階といたしますか、買い上げできるのかどうか、連絡はとれているのかどうかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑について説明します。

120番地と121番地、両方とも相続…、全員ではないんですが、相続関係者の方々と連絡はしているところであります。兄弟がいっぱいいらっしゃる方とか、兄弟の中でまだ話し合いが済んでいない部分とかあるようで、その辺を手続の中で調整を図っていきたいと考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第39号 建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第39号 建物収去土地明渡等請求事件に関する和解について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)

日程第4. 「議案第40号 平成28年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第40号

平成28年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年7月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,041万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億461万1,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,089,291	274	1,089,565
	2 国庫補助金	778,550	274	778,824
17 財産収入		15,650	17,450	33,100
	2 財産売払収入	2	17,450	17,452
18 寄附金		12,291	5,840	18,131
	1 寄附金	12,291	5,840	18,131
19 繰入金		189,883	16,749	206,632
	1 繰入金	189,883	16,749	206,632

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		196,863	100	196,963
	5 受 託 事 業 収 入	42,689	100	42,789
歳 入 合 計		5,764,198	40,413	5,804,611

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		623,448	33,845	657,293
	1 総 務 管 理 費	478,578	33,844	512,422
	4 選 挙 費	26,946	1	26,947
3 民 生 費		1,687,609	3,000	1,690,609
	1 社 会 福 祉 費	1,043,802	3,000	1,046,802
6 農 林 水 産 業 費		499,273	138	499,411
	1 農 業 費	402,073	138	402,211
8 土 木 費		1,113,600	34	1,113,634
	5 住 宅 費	235,472	34	235,506
10 教 育 費		659,983	3,396	663,379
	1 教 育 総 務 費	144,095	1,620	145,715
	2 小 学 校 費	69,202	994	70,196
	5 社 会 教 育 費	168,115	782	168,897
歳 出 合 計		5,764,198	40,413	5,804,611

3 ページ、4 ページ、5 ページは飛ばしまして、歳入事項別、説明をします。7 ページお願いします。  
歳入、17款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、補正額1,745万円、これは古宇利の売払収入、和解に伴う差額の収入でございます。

8 ページお願いします。15款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、補正額584万円、これは1 節寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

9 ページをお願いします。19款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金、補正額1,674万9,000円、これは1 節繰入金1,674万9,000円、財政調整基金と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

11 ページお願いします。歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額1,029万9,000円、これは13節委託料が主な要因でございます。続きまして、4 目財産管理費2,329万1,000円の増、これは25 節積立金、財産購入基金の積立金でございます。

15 ページお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額300万円、これは19節負担金、補助及び交付金の300万円となっております。以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。まず、歳入一括です。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

次に歳出について行います。一括です。質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額300万円、19節負担金、補助及び交付金で村社協運営補助金300万円、その内容について説明を求めます。

それから20ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、15節工事請負費で村立図書館スロープ設置工事、それについての説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいま6番吉田議員の質疑についてご説明いたします。

15ページ、3款民生費、19節負担金、補助及び交付金の件でございます。今回、村社協への運営補助金として300万円の計上をさせていただいております。内容ですけれども、かねてから調整をしておりました駐車場の整備について進めていきたいという考えで600万円ほどの工事費に係る予定にしております。それを村社協と村で予算を計上して工事を整備していくというところで、300万円の予算計上をさせていただいております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

20ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、15節工事請負費の村立図書館スロープ設置工事につきましての説明をいたします。社協側と図書館側の2階のスロープのつなぎ部分の工事ということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 社協の補助300万円ですけれども、この駐車場というのはどの側の部分で、例えばアスファルト舗装をするのかどうか、具体的な工事の内容。それから村のほうでこの補助をやるわけですけれども、村のほうでも支出をして、両方で支出をして駐車場を整備するのか、それについてお伺いします。

それから村立図書館のスロープですけれども、このほうについて、以前は東側の社会福祉協議会の事務所から北側に向かって、それから西側に向かって行って、階段部分のほうの階段を上ったところからおりて、直角におりていくと。直角に上っていくという設計で考えていたと思うんですけれども、それに変更があったのかどうか。そのスロープですね、当初は階段側のところの端の壁から直角にスロープをつくっていくという計画だったと思うんですけれども、それを何らかの方法で、よりいい方法で設計し直してスロープをつくっていく考えなのか、これについてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質疑についてご説明いたします。

かなり広い駐車場、運動場跡地になりますけれども、車の出入り口、通り道が明確になっていないこともございまして、かなり自由奔放に車が入っていたせいもありまして、でこぼこな状態が現状としてあり

ます。車の量も考えますと、雨天時に地盤の状況が悪いということもありまして、弱者の皆さんにも不便をかけている状況がございました。そこで社協側から体育館に向かって約半分強はアスファルト舗装をする予定でございます。それから体育館側から今帰仁保育所と村営団地の間を転圧をかけていくという工事内容になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明いたします。

当初の計画について、それから再度社協側との調整会議を行いまして、社協の踊り場の活用もさらにできるように、階段のほうをスロープに、建築基準法にのっかった話ですが、それに準じてスロープを長くしていくという形で合意を得て今に至っております。設計のほうが少し変わりました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今、この社協の駐車場、私も何回も社協とか、それから村立図書館を介して、自由とというか、明確に駐車するという形になっていないものですから、今事故は起こっていないんですけども、そういう事故が起こる可能性もあるなと思ったりするわけですけども、そういう意味ではこの駐車場の整備はとてもいいことだなと思っております。以前の議会でも、社協からの補助金の要請について、ぜひもっと多く認めるべきだということで質疑をしたわけですけども、今回、社協の要望に添って満額、2,600万円余りの予算がついたことはとてもよかったと思っております。この今帰仁村の福祉の中心施設でありますので、ぜひこれからも社協と協議しながら、社協の運営、それから社協の駐車場とかを含めて、そのような整備をしていく必要があると思っておりますけれども、今の整備をしていきますけれども、今の話では南側のほうは転圧ということですけども、今後、そのほうも駐車場の整備をする必要があるのか、そういう考えがあるかお伺いしたいと思います。

それから図書館のほうですけども、今の答弁を聞きましたら当初よりスロープが緩やかになって歩きやすくなっていくことだと思いますが、このスロープですね、建築基準法ともう1つ、バリアフリー法、両方の基準があるわけですけども、その両方を今回はクリアするのかどうか。それについて答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質疑について説明いたします。

今の転圧を考えているところにつきましては、地盤の状況に鑑みて転圧でも大丈夫だろうという判断からのものですが、先ほど申しましたように、車の出入りについてはきちんと道順をつけて、アスファルトで道路の進入口もきちんと明確にするということで、転圧部分の状況を見ながら今後整備については、調整も必要になった場合は調整していきますが、当面はこの部分で大丈夫だという判断をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質疑について説明いたします。

バリアフリー法、そして建築基準法にのっかったのクリアですかという質疑だと思いますが、バリアフリー法につきましては図書館側のほうは全然問題なく、バリアフリー法と建築基準法でのっかっていきま

す。社協側のほうにはどうしてもバリアフリー法の部分は、少し至らないところがありまして、建築基準法にのっかっていく予定になっております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** ただいまの6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** この図書館、社協の駐車場整備ですけれども、これは社協の駐車場の整備ということにとどまらず、図書館を利用する方々ですね、そういうことで図書館の方々もとても便利になると。あるいはまた安全になるということで評価をしたいと思います。ぜひこれからも村民の目線に沿って整備を進めていただくよう要望しておきます。

それで図書館のスロープの件ですけれども、スロープですね、これは関連にはなりますけれども、ぜひ立派なものをつくって、それからまた6月定例議会でも申し上げましたが、2階から1階に、1階から2階に避難とかする、緊急時のスロープについても検討をしていただきたいと思います。以上、終わります。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 11ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13節、911万7,000円のふるさと納税お礼品の委託料、役場構内樹木の伐採、人事評価研修の委託料、行政改革に関するアンケート調査委託料の説明を求めます。次の18節、冷房空調機56万1,000円の説明。以上、求めます。

○ **議長 東恩納寛政君** 島袋輝也総務課長。

○ **総務課長 島袋輝也君** 1番與儀議員の質疑について説明いたします。

11ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の中のふるさと納税お礼等取扱業務委託の750万円についてでございますが、これにつきましては、商工会へふるさと納税のお礼等の取り扱いを委託しておりますので、納税額の18%を商工会へ委託しております。その分の750万円でございます。あと、役場構内樹木伐採の32万円につきましては、役場構内、役場の入り口、屋根つきの公用車の駐車場があるんですが、その上のガジュマルが覆い被さってきておりまして、台風等の影響を受けないように適宜伐採していくための予算です。あと、人事評価研修業務につきましては、人事評価制度の要綱等がつくられているんですが、職員、管理職含めての研修がまだないので、その辺につきましては、人事評価のあり方について、それから組織のあり方、組織の目標、職員の目標の設定のあり方等について研修会を持っていこうということでの内容です。あと行政改革に関するアンケート調査につきましては、平成28年度の行政改革に資するために、各職員の担当業務の改善に関する意識、行政改革等に対する考えなどを把握して、今年度の行政改革に当たっての検討資料に資するためにアンケート調査の分析等を委託するための費用でございます。あと、18節備品購入費につきましては質疑でございますが、冷房空調機につきましては56万1,000円の計上ですが、それにつきましては住民課長の上のほうにある空調機が壊れておりますので、その取りかえの費用となっております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 大体わかりました。ふるさと納税のお礼品は商工会に丸投げなのかな。商品も向こうに任せ切りなのかと思って。商品を送ったり、また種類によっては、私は今帰仁に来てもらうためのチケットも必要だと思うんですよね。品物を送るだけじゃなくて、この人たちを案内して今帰仁を見ても



らう方法もあると思っていますので、その件で答弁を求めます。

それと職員の人事評価研修云々ですけれども、これは臨時職員も含まれているのか答弁求めます。勉強会ですね、研修。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

まず、ふるさと納税のお礼等の取りつけ業務に関する件についてでございますけれども、商工会のほうに納税額の18%の委託契約を持ちまして、取り扱い等の手続、お礼品等の送付を委託しております。議員質疑にあります、お礼を送るだけじゃなくて、今帰仁村に来てもらって今帰仁の産業等の振興に資したらどうかというこの質疑でございますけれども、その件について宿泊券等についての取り扱いも調整しているところだということ聞いております。あと商工会と役場の担当業務の関係者につきましては、商工会のふるさと納税の取り扱いの部署と生産者含めての協議会的なものを、会議等を持ちまして、どのような内容の商品が返礼にいいとか、またインターネットでふるさとチョイスに掲載している、表示の仕方等の検討も協議を重ねているところでございます。

あと1点、人事評価に関して、臨時職員も入っているのかということでございますが、人事評価の対象につきましては、臨時職員については対象の職員とはしておりません。ただし、研修等について参加される分については、課内の研修とかそういった内容で一緒にやる場合もあることが想定されます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 私が言っているチケットというのは、ふるさと納税でこういうものができましたということで、皆さんが使って今帰仁を整備して、この事業があると思うんですよね、やっていると思うんですよ。これも案内しながらも私はいいと思うんですよね。この金がどこへ行って、何をしているか見えないんですよね、ただ商品だけを送っていたら。ふるさと納税を生かして今帰仁村がどういう方法に変わってきたか云々を見せるのも私は一理あると思うんです。だったら余計にこのお金が生きているということが見えますので、次々また可能性も膨らんでくると思います。ただお返しだけじゃなくて、ふるさと納税を使って今帰仁村がどう変わったかというのを見せるのも一理あると思いますので、ぜひこの件も今後検討すべきだと思いますけれども、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑についてご説明いたします。

たくさんの事業を、ふるさと納税をしていただいた方々の、使わせていただいております。その事業の内容につきまして、去る議会でもどのように使ったと公表をすべきじゃないかとありまして、その後、広報等で子供たちの教育に資する事業につきましては、そのような事業に使用したというものをまだやってはいるんですが、まだまだ足りないかと思っておりますので、お礼の品と一緒にこういった事業に使わせていただいた、事業がこうこうありますということをもっと強化してやっていきたいと、検討してまいります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 質疑いたします。

20ページの10款5項1目15節、村立図書館スロープ設置工事、初めにこの議案書を見たときに78万2,000円、えらい安くでできるスロープだなと思っていましたけれども、先ほど6番議員の質疑で社会教育課長、つなぎ部分の工事、これはスロープ全体を入れてこの値段なのか説明求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 11番座間味議員の質疑について説明いたします。

20ページ、10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、15節工事請負費ですが、全部を入れての金額かということでございますけれども、社協側と旧中学校の全てのスロープについて、そしてその施工工事全ての金額になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 スロープも含めて全てということですが、これはコンクリートでつくるのか鉄骨になるのか説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明いたします。

素材ということになるかと思いますが、現在、社会福祉協議会にありますような状況ですね、床材、木材を使いまして下のほうの部分につきましては鉄骨、手すり部分につきましては木材、鋼材とか、そういった工夫をしていく予定です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 スロープについては、図書館ができた当初からいろいろ要請があったと思いますが、この金額でできるのであれば、本当に早くやるべきだと思いますし、あの図書館については立地的にも非常に不親切な図書館だという話もあります。お年寄りとかそういう方々にとっては非常に使いにくい。これは教育委員会などにも来ていると思うんですね。ぜひとも早目にやってほしいと思いますけれども、これ完成予定はいつになりますか。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまの質疑について説明いたします。

実は、去年からこの内容につきましていろいろ質疑がありましたけれども、今回に至ったのは、やはり私たちが勾配、この勾配についてすごく疑問に思って危機感を感じておりました。これを何度か社協の局長も交えて調整してきて、やっとそれがクリアできると、建築基準法にクリアにのっかると、法律にのっかるような形、安心安全な利用ができたということ考えまして今に至ったんですが、本当にそこで一番必要なのがまた介助が必要と、そういった内容で社協との調整も済んでおります。これがいつごろできるかということでございますが、この議会で予算がクリアできましたら、早急に取りかかっていたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 歳出について質疑いたします。

11ページ、2款1項1目11節需用費、農業大学誘致のぼり旗作成、これの説明と。先ほど1番議員からもありましたが、13節委託料の中の人事評価研修業務と行政改革に関するアンケート調査委託、もう少し

掘り下げたといいますか、中身の説明を求めます。

それともう一つ、18ページ、10款1項2目の古宇利小跡地弁護士委託料、これの説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 5番與那議員の質疑について説明いたします。

11ページ、2款1項1目需用費、農業大学誘致のぼり旗作成についてでございますが、それについては去る臨時議会においても20本ほど作成をいたしました。まだまだ足りないというご指摘もございまして、各字に1個の20本を今回予定してございまして、製作する予定でございます。あと13節委託料の人事評価研修業務の39万9,600円につきましては、平成27年度に制度の要綱等の構築はもう済んでいるんですが、まだまだ人事評価制度について、職員、管理者を含めて人事評価制度の運用等のあり方について研修等がないので、ことし早目に管理職含めて全職員の人事評価制度についての理解を深めようということでの研修会を持つ予定にしているところであります。あと行政改革に関するアンケート調査につきましては、先ほど1番議員にも説明した内容とほぼ同じなんですけれども、職員の業務に対する意識なり、業務の改善などについてどのような意識を持っているのか。また今後、自分の行っている行政業務が、住民サービスについてどのように思っているかというような、職員の業務に対する意識を20項目ぐらいのアンケートをとりまして、これを集計していく中で、平成28年度の行政改革に当たりまして、今後、少子高齢化に対応する行政サービスの組織体制のあり方とか、そういったものに反映できないかということの検討資料に資するための今回の調査委託業務ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの5番與那議員の質疑について説明いたします。

18ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、13節委託料、古宇利小跡地弁護士委託料162万円の計上につきましては、建物収去土地明渡等請求事件に伴います弁護士への委託契約に基づきまして、その和解のめどが立ちましたので、その和解による解決の場合ということで、その契約にうたわれているとおり150万円の報奨金と税額8%を合わせた162万円の計上となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 ただいまの答弁である程度理解はしました。

11ページ、13節の人事評価に関してですけれども、これは制度についての研修を行うということで理解してもよろしいでしょうか。それと行政改革に関するアンケート調査委託、これはアンケートを調査委託しているんですけれども、どこに委託しているのか。これが結果というんですか、これがまたいつごろ上がってくるのか答弁を求めます。

18ページの弁護士委託料ですけれども、これは弁護士を雇ったことがありませんのでよくわかりませんが、これは時間幾らとか、そういう契約ではなく、和解したら一括で幾らとかそういう契約だったのかを伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明いたします。

まず、人事評価制度につきましては、制度の理解と管理者としての評価のあり方の、制度運用のあり方

について勉強していくということになっております。それから行政改革のアンケート調査につきましては、まず委託は現在行っておりません。今から、案につきましてはシートをつくりまして、その解析等につきまして、そのあたりの、行政等について解析等ができるコンサルタントと調整しながら今後進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの質疑について説明いたします。

18ページの弁護士委託料につきましては、平成27年10月23日に議会に予算計上しました、建物取去土地明渡等請求事件に関する委託料につきましては、その当時に手付金として108万円計上して契約してお支払いしております。その中でこの事件が解決しましたときには報奨金を払うと。全面敗訴の場合は報奨金は発生しないと。また和解による解決の場合とはいうことで、それぞれ和解の解決内容によって報奨金が分けられておりまして、その中の1項目で、適正値で払う形で報奨金を確保するという、和解が成立するので150万円ということ、契約書でうたわれております。通常の弁護士の相談ごとについては時給で、それぞれの弁護士の単価でもって相談されるかと思いますが、事件については一括での案件で契約をされて解決のときに報奨金を支払うというのが通例だというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後0時00分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後0時01分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 11ページ、区分が8節報償費、9節旅費。講師謝礼3万円、臨床心理士謝礼6万円。その下の9節旅費10万円。これの詳細な説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について説明いたします。

11ページ、2款1項1目の8節報償費の中の講師謝礼の3万円についてでございますが、これにつきましては職員の研修ということで、今、東京の日本大学の先生を招聘予定しております。あと、臨床心理士につきましてはメンタルヘルス、職場の安全衛生管理委員会のほうに、メンタルのほうで少し困っている職員の相談とか、そういったものをやってもらっている臨床心理士への謝礼です。あと旅費につきましては、8節で説明しました東京からの講師の旅費ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この講師は何日間予定されているのか。あと臨床心理士、職員のメンタルな相談等々ということですが、その職員は何名がそういう相談をなされているのか。そして村行政としてはどういったフォローをしていくのか、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について説明します。

講師の日程等につきましては、1泊2日の日程を予定しております。あと、臨床心理士の活用につきましては、今、リハビリの出勤を終えまして復職している職員が1人おりまして、その1人の方の心理相談

を含めてやっております。あと、今後につきましても切れ目なく対応できるように少し予算を確保していく予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。  
これから「議案第40号 平成28年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。  
したがって「議案第40号 平成28年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

次に議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。  
したがって条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。  
これで本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。  
平成28年第4回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午後0時06分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 透

署名議員 與 那 勝 治